

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p><b>1 書かない窓口の導入について (15分)</b></p> <p>デジタル技術の活用によって2040年の半減してしまうとされる公務員不足などの状況下でも地域の活性化を目指す「デジタル田園都市構想」。政府は令和4年末に総合戦略を決定し、デジタル実装に取り組む自治体を1741のうち1500まで増やす目標を掲げています。</p> <p>自治体のデジタル化への取組を後押しする「デジタル田園都市構想交付金」が創設され、令和4年補正予算と令和5年当初予算で1800億円が計上されています。そのうち、400億円が、デジタル実装タイプとして、モデル自治体での優良モデルを活用した取組、データ連携基盤を活用した取組、新たにマイナンバーカードの用途を開拓した取組を行う地方自治体の取組を支援するものです。</p> <p>優良モデルの活用、いわゆる好事例の横展開の一つが「書かない窓口」であり、本市にも必要だと考えます。</p> <p>書かない窓口とは、自治体の窓口での証明書の請求や届け出をする際にマイナンバーカードを活用し、申請書を書かないで済ませる事ができるサービスであり、多言語対応も可能で外国人住民のサポートにもつながります。</p> <p>国からは、自治体窓口DX SaaSの提供が行われます。</p> <p>(1) 本市のデジタル実装の状況について                  (2) デジタル田園都市構想交付金の申請、活用状況について                  (3) 国の自治体窓口DX SaaSを活用しての書かない窓口の取組を</p>	<p>市長</p>
<p><b>2 chatGPTの活用について (15分)</b></p> <p>全国自治体でchatGPTの活用をいち早く行った神奈川県横須賀市は、活用実証の結果の公表をしました。約半数の職員が実際に活用し、アンケートやヒアリングで多くの職員が業務効率向上を実感し、継続利用の意向が高い一方で、質問の仕方など活用スキルの向上の課題があるとされています。</p> <p>横須賀市では、AI戦略アドバイザーを迎え、GPT活用スキル強化プログラムを導入、また、職員を対象に、生成AIへの質問や支持の活用事例であるプロンプトコンテストを実施し、活用の横展開も行おうとしています。</p> <p>(1) chatGPTの他自治体での利用について                  (2) 本市での取組や検討状況は</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>(3) 本市庁内掲示板での活用など実験的活用について</p> <p>(4) 市民サービスの向上、行政手続きの効率化、DX人材育成の強化、また、利活用事例の模索や横展開、情報漏えい対策、効果の測定、そして運用ポリシーの整理などプロジェクトチーム等による先ずは実証実験に取り組むべきではないでしょうか。</p>	
<p><b>3 一部事務組合の今後について (15分)</b></p> <p>坂戸地区衛生組合議会において、議員の一般質問から、し尿処理施設が、竣工から50年、昭和58年の大規模改修から起算しても40年経過し、施設・機械機器類の大部分が耐用年数を超過している状況であること、搬入量が、平成5年度ピーク時の比較で令和4年度は約37%で、施設自体が過大で非効率な状況であることが確認され、更新に当たっての長寿命化は、老朽化が著しく難しい中で、早期に、今後のし尿等処理に関する方針を策定する必要がある事が明らかとなりました。</p> <p>さらに、組合の処理場でし尿等の処理を行うことは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「鶴ヶ島市一般廃棄物処理基本計画(生活排水編)」のような構成各市町の「一般廃棄物処理基本計画」等で規定されており、し尿等の代替処理方策等の議論の主体は構成市町であり、組合として具体的な検討は行われておらず、この度、今後のし尿等処理のあり方について構成団体等で協議会を設けることが決定し、検討がはじまる段階と明らかとなりました。</p> <p>また、一部事務組合の今後のあり方は、各構成市町で議論する事であり、市としての方針や取組が大切になります。</p> <p>(1) 協議会を設けるまでの経緯について</p> <p>(2) 議決事件ではない計画変更に対しての議会の意見の反映について</p> <p>(3) 本市としてのし尿等の代替処理方策等の方針は</p> <p>(4) 一部事務組合の今後について、具体的な協議会設置などの検討状況と議会との連携について</p> <p><b>4 不要になった新型コロナ対策のパーティション等について (15分)</b></p> <p>令和5年3月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際して</p>	<p>市長</p>

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>の事業者の取組への支援について（依頼）」（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長）において、これまで業種別ガイドライン等に基づく新型コロナウイルス感染症対策として活用してきたアクリル板などの備品等の取扱いについては、各事業者又は業界ごとに適宜判断して差し支えないこととされました。また、令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や同法に基づく基本方針等においても、プラスチック使用製品廃棄物等の排出の抑制や、再資源化（リサイクル）を実施することができるものについては再資源化を実施することが求められています。</p> <p>環境省のホームページでは、国がプラスチック資源循環法に基づき認定した事業者として、アクリル製、ポリカーボネート製のパーティションを対象として「緑川化成工業株式会社」が紹介されています。</p> <p>(1) 市の新型コロナ対策のパーティション等についての対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市として</li> <li>イ 市民に対して</li> <li>ウ 市内事業者等に対して</li> </ul> <p>(2) 「緑川化成工業株式会社」では、自治体や事業者などから、アクリル製パーティションを回収し、素材としての再利用の他、ペン立てなどに加工をし、環境に配慮した製品として再利用を行っています。ただ単に廃棄処分をするのではなく、市として再利用すべきではありませんか。</p>	<p>市長</p>